

スーパー定期規定

第1条 自動継続型スーパー定期

1.本条における預金（以下、本条において「この預金」という）は、満期日に前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

2.この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.継続を停止して満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じ。）に解約するときは、満期日前の当行所定の日までにその旨を当行所定の方法により申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

4.この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの日数および約定利率（継続後の預金については第2項の利率。以下同じ。）によって計算し、満期日に支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6カ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日を満期日とした単利型のこの預金の利息の支払いは次によります。

(1)預入日の1年後の応当日を「中間利払日」とし、預入日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という）を利息の一部として、中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。

(2)中間払利息を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」という）は、満期日に支払います。

5.この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。

(1)複利型のこの預金および預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(2)預入日の2年後の応当日を満期日とした単利型のこの預金の中間払利息は、中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

第2条 自動解約型スーパー定期

1.本条における預金（以下、本条において「この預金」という）は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はお客さま名義の当行普通預金口座に入金するものとします。

2.この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6カ月複利の方法で計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日を満期日とした単利型のこの預金の利息の支払いは次によります。

(1)預入日の1年後の応当日を「中間利払日」とし、預入日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という）を利息の一部として、中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。

(2)中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

第3条 取扱店の範囲等

1.前二条で定める預金（以下、「この預金」という）は、当行所定の窓口でお取扱いができます。

2.この預金の預入は当行所定の金額以上とします。

3.この預金の預入期間は当行所定のものとします。

4.預入日の1カ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金は単利型とします。また、預入日の3年後の応当日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金は複利型とします。

第4条 預金の解約、書替継続

1.この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、次のいずれかの手続きによるものとします。

(1)当行所定の方法により、当行所定の払戻請求書を、届出の印鑑を押印もしくはサインを記入または当行所定の本人認証手続を行ったうえ提出してください。

(2)当行の現金自動入出金機の画面表示等の操作手順に従って操作してください。

(3)イオン銀行ダイレクトの画面表示等の操作手順に従って操作してください

2.この預金の一部のみを解約することはできません。

第5条 付利単位、満期日前解約

1.この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2.当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」という）は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算します。

(1)預入日の1カ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満 「約定利率×20%」または「解約日における普通預金の利率」のどちらか低い方

B 6カ月以上1年未満 約定利率×50%

C 1年以上3年未満 約定利率×70%

(2)預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満 「約定利率×20%」または「解約日における普通預金の利率」のどちらか低い方

B 6カ月以上1年未満 約定利率×40%

C 1年以上1年6カ月未満 約定利率×50%

D 1年6カ月以上2年未満 約定利率×60%

E 2年以上2年6カ月未満 約定利率×70%

F 2年6カ月以上3年未満 約定利率×90%

(3)預入日の3年後の応当日の翌日から4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満 「約定利率×10%」または「解約日における普通預金の利率」のどちらか低い方

B 6カ月以上1年未満 約定利率×10%

C 1年以上1年6カ月未満 約定利率×20%

D 1年6カ月以上2年未満 約定利率×30%

E 2年以上3年未満 約定利率×40%

F 3年以上4年未満 約定利率×70%

(4)預入日の4年後の応当日の翌日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満 「約定利率×10%」または「解約日における普通預金の利率」のどちらか低い方

B 6カ月以上1年未満 約定利率×10%

C 1年以上2年未満 約定利率×20%

D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×50%
F	4年以上5年未満	約定利率×70%

※中途解約時に適用される普通預金利率は、普通預金利率が適用され、普通預金（イオンカードセレクト/キャッシュ+デビット/イオンデビットカード）の利率は適用されません。

第6条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第7条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上
(2017.8.30 現在)